

岡垣町公式LINE運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡垣町（以下「町」という。）がソーシャルメディアを通じた情報伝達の充実を図るため、LINE株式会社が運営するインスタントメッセージングサービスを活用し、岡垣町公式LINE（以下「LINE」という。）を情報発信媒体として運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第2条 LINEの運営主体は町とし、総括管理は広報情報課が行うものとする。
2 アカウント名は、「岡垣町」とする。
3 LINEへの情報掲載は、広報情報課広報広聴係が行うものとする。

(情報発信内容)

第3条 町がLINEに掲載し、発信する情報は、次のとおりとする。
(1) 町のホームページ、広報おかがき等に掲載した情報
(2) 町内行事等の告知
(3) 防災情報
(4) その他町長が適当と認めるもの

(損害の対応)

第4条 町は、LINEの利用に関連して発生した利用者の損害について、当該損害が町又は町職員の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

(管轄裁判所)

第5条 LINEの利用及びこの要綱に伴う紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。